

個別論点の検討

1 設問及び選択肢の設定

この論点の確認事項

設問については、発議者の意思に基づき決定されるものとするか。

選択肢の形式については、次のうちどのように考えるか。

- ・二者択一で賛否を問う形式とする。

【他都市の常設型条例】

- ・複数の選択肢の中から一つを選択する形式とする。

【名護市、刈羽村（ともに個別型）他】

- ・その他

(1) 設問及び選択肢の設定についての考え方

設問及び選択肢（以下「設問等」という。）の設定については、発議者が住民投票で多数を得るために焦点を絞った設問等を恣意的に提案すること、また、逆に住民投票のポイントをずらしたいと考える人たちが、あいまいな設問や選択肢を設けて、投票結果の尊重義務を実質的に緩和するというような手段を講じるようなことなどの懸念も考えられる。しかし、住民投票は、単なる傾向を掴むためのものではなく、住民の総意を市政に反映させていくことを目的とした仕組みであることから、その設定方法によって投票結果に大きな影響を生じるような事態を避ける必要があり、そのため、住民が同一の判断材料で投票ができるように、設問等は、可能な限り投票者が容易に内容を理解でき、かつ、一方に意見を誘導するようなものであってはならないものと考えられる。

上記の考えに合致するものかの客観的な判断は実施者が行うものとしても、原則として、各発議者の意思に基づき設問等は決定される必要があると考えられる。

(2) 選択肢の形式について

住民投票では、尊重すべき投票結果を明確に捉えることの必要性から、二者択一で賛否を問う方法が望ましいとも考えられる。その一方で、事案によっては、選択肢が三つ以上になることも想定されることから、二者択一で賛否を問う方法に限定すべきではないとの考えもある。

選択肢については、表1のような事例のほかに、「どちらともいえない」「合併するのはやむを得ない」などというあいまいな選択肢が用いられた事例もあり、その際に住民の総意の捉え方について、混乱を生じたケースもあるとされている。

他の自治体の常設型条例では、基本的にすべて二者択一で賛否を問う方法が採用されている。他の自治体における設問等に関する主な考え方としては、表2のとおりである。

表1 個別設置型条例に基づき二者択一方式以外の方法で実施された住民投票の選択肢と投票結果

自治体名	住民投票の案件	選択肢	投票結果
沖縄県 名護市	米軍の代替ヘリポート 建設の是非 (実施日 1997.12.21)	賛成	2,562 票
		環境対策や経済効果が期待できるので賛成	11,705 票
		反対	16,254 票
		環境対策や経済効果が期待できないので反対	385 票
新潟県 刈羽村	ブルサーマル計画受入 の是非 (実施日 2001.5.27)	賛成	1,533 票
		反対	1,925 票
		保留	131 票
滋賀県 米原町	合併の枠組みについて (実施日 2002.3.31)	坂田郡 4 町	2,663 票
		湖東 1 市 4 町	1,880 票
		湖北 1 市 12 町	1,441 票
		合併しない	765 票

表2 他の自治体の設問・選択肢に関する規定とその考え方

自治体名	規定	考え方
広島市	(住民投票の形式) 第6条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。	住民投票の設問は、市民が容易に、かつ、正確に内容を理解できるものでなければならないこと、また、投票結果に解釈の余地が残ってはならないことから、設問形式は「賛成」「反対」のいずれかを選択する二者択一形式に限定することとしたものである。
我孫子市	(市民投票の形式) 第5条 前条に規定する投票資格者及び市議会の請求並びに市長の発議による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。	市民の判断のしやすさ、わかりやすさ及び14条の成立要件を考慮(投票資格者の3分の1以上の得票を得なければ投票結果に尊重義務が発生しないところ、選択肢が3つ、4つになると、票が分散して3分の1以上の得票を得るのが難しくなることも考えられる)し、二者択一とした。 市民投票は本来、市民全体が直接利害関係者となって賛否いずれかを表明せざるを得ない(中立は原則としてありえない)事案についての制度であることから、二者択一とするのが自然。
岸和田市	(住民投票の形式) 第5条住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、複数の選択肢から一つを選択する形式によることができる。	1 投票の形式については、二者択一で賛否を問う形式とします。これは、課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようというものです。 2 例外的に、内容が関連する複数の請求が同時期に行われた場合等、二者択一で賛否を問う形式におさまらないものについては、市長の判断によって選択肢を統合し、複数の選択肢からひとつを選択する形式によるものとします。